

# 公害防止用施設(汚水又は廃液処理)に係る特例 《固定資産税》

## 1. 特例の対象者

**暫定排水基準が適用**されている事業者

(畜産の場合は、総面積50㎡以上の豚房、総面積200㎡以上の牛房を有する事業者)

〔 地方税法施行規則第6条12項で、「排水基準を定める省令」附則別表の中欄に掲げる業種、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」附則別表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業者が取得した施設が対象とされています。 〕

## 2. 特例の内容

法律で定める**公害防止用施設を設置**した場合、**課税標準に特例率を乗じる**ことにより、**固定資産税が軽減**される特例が利用できます。(更新は不可)

特例率は、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合です。

## 3. 特例の効果

【例】

対象施設の課税標準3,300万円、特例率1/2、税率1.4%の場合



〈通常の場合〉  
46.2万円(3,300万円×1.4%)

〈特例措置の場合〉  
23.1万円(3,300万円×1/2×1.4%)

=23.1万円

**23.1万円のメリット!!**

## 4. 特例の対象となる施設

①水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で、②総務省令で定めるもの。

①水質汚濁防止法に規定する施設	②総務省令(地方税法施行規則)で定める施設の種類
<p>【特定施設】 水質汚濁防止法施行令第1条に規定する別表第1に掲げる施設。</p> <p>一の二 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p>	<p>沈澱又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置、以上の装置に附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備</p> <p>注:汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除きます。</p>

お問い合わせ先

農林水産省畜産局畜産振興課環境計画班(直通) 03-6744-7189

※本税制の詳細については市町村までお問い合わせください